

知事のセクシャルハラスメントに関する通報事案を踏まえた
信頼回復と再発防止に関する決議（案）

福井県議会は、県政の健全な運営と県民の信頼を守るため、行政におけるハラスメント問題に断固として対処する責務を負っている。このような状況において、今般、知事のセクシャルハラスメントに関する通報があり、さらに複数のハラスメントの事案を認め、その結果、知事が辞職するに至ったことは極めて遺憾である。このようなハラスメント行為は、被害を受けた方の尊厳を踏みにじり、行政組織の秩序を乱し、県民の負託を裏切るものであり、断じて許されない。

福井県議会は、この事案を極めて重大な問題として受け止め、セクハラを含むあらゆるハラスメント行為を強く非難し、厳正に対処する姿勢を明確にする。さらに、被害者の保護と救済を最優先とし、二次被害を防ぐため、誹謗中傷や不当な圧力を排除するとともに、県民の信頼回復に向け、再発防止策を早急に構築し、安心して職務に従事できる環境を整備するよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年12月 日

福井県議会